

国直轄事業負担金に関する意見

平成 21 年 4 月 24 日
地方分権改革推進委員会

国直轄事業負担金（以下「負担金」という。）については、当委員会として「中間的な取りまとめ」（平成 19 年 11 月 16 日）等で廃止・縮減等の抜本の見直しが必要との認識を示し、本年 3 月以降 3 回にわたり、都道府県知事など地方関係者と関係府省からのヒアリングを精力的に実施してきた。この間、国及び地方の財政が厳しさを増すなか、負担金のあり方をめぐる議論が地方側からも提示された。また、4 月 8 日には、全国知事会と国土交通省等関係府省との間の意見交換会も開始されている。さらに、今般の追加経済対策において、地域活性化に効果の高い公共事業が盛り込まれるとともに、地方負担を軽減するための時限措置が検討されている。

こうした経緯を踏まえ、当委員会としての負担金に関する基本的な考え方を、以下のとおり緊急に取りまとめることとした。6 月の地方議会の前にも、地方に対して負担金に係る詳細な情報提供を行えるよう、関係府省において直ちに改善に向けた取組みを行うことを要請する。当委員会としては、今後、負担金をめぐる国及び地方の取組状況を注視していくとともに、この意見を踏まえ今後の勧告に向け、分権型社会にふさわしい税財政構造の制度的構築について審議を進める。

（直轄事業の縮減）

住民に身近な行政は地方にゆだねるという国と地方の役割分担の基本に沿って、道路・河川等の直轄事業の地方自治体への移管を、当委員会として既に勧告しているところである。国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべき最小限のものに限定し、直轄事業そのものを縮減することが、地方分権改革の本旨であり、負担金による地方の財政負担を縮小させることになると考える。あわせて直轄事業の縮減に伴い、関係する国の出先機関の縮減・廃止を行うべきである。

関係府省及び地方自治体の双方が、直轄事業の地方自治体への移管について、委員会の勧告に沿って積極的に検討を進め、早急に具体的な結論を得ることを強く要請する。

（透明性の確保・充実）

今般の負担金をめぐる議論については、国から地方自治体に対する情報提供が極めて不十分であったことが、地方関係者の不信感につながった面は否めない。地域住民に対する説明責任を負う地方自治体に対し、国が負担金の支出を求めるにあたり、透明性の高い情報提供を行うのは当然のことである。当委員会においても「第 2 次勧告」（平成 20 年 12 月 8 日）で国の出先機関が行う直轄事業の実施について、国民や地域住民の目から見て事業実施の適正性や透明性を確保する仕組みを拡充すべきとの認識を示したところである。

以上の点を踏まえ、関係府省において、

- ① 負担金の経費内訳とその積算根拠の地方自治体への情報開示を徹底すること、
 - ② 直轄事業の実施・変更にあたり、事業内容や事業費を含めて地方自治体と事前に協議する仕組みを設けること、
- 等の具体的措置を含め、直ちに改善に向けた取組みを行うよう要請する。

(負担金のあり方の見直し)

維持管理費に係る負担金については、廃止すべきである。維持管理費用は、維持管理に責任を負う者が負担することが原則でなければならない。

整備費に係る負担金については、国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべき最小限のものにまず限定することを前提に、直轄事業における地方の受益と負担の観点及び節度ある直轄事業の採択・実施の観点も考慮し検討を行い、改革を進めるべきである。

負担金の見直しにあたっては、その対象範囲を含め、引き続き、全国知事会等と国土交通省等関係府省との意見交換など、国と地方が対等の立場に立って真摯に定期的に協議を行うべきである。

あわせて、都道府県が市町村に求める同種の負担金についても、情報提供や負担のあり方をめぐって同じ問題がある。「第1次勧告」（平成20年5月28日）等で示した「基礎自治体優先の原則」にも留意しつつ、本意見の趣旨に沿って、都道府県と市町村の間において、緊密な協議が行われることを通じ、適切に対応されることを求めたい。